

第五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第二項の表三十一の項中「母子及び寡婦福祉法（一）を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（一）に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同項1中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項」に改め、同項2中「（令）」の下に「第三十一条の七及び」を加え、同表七十三の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の表七十三の項の改正規定は、平成二十六年十二月二十四日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。